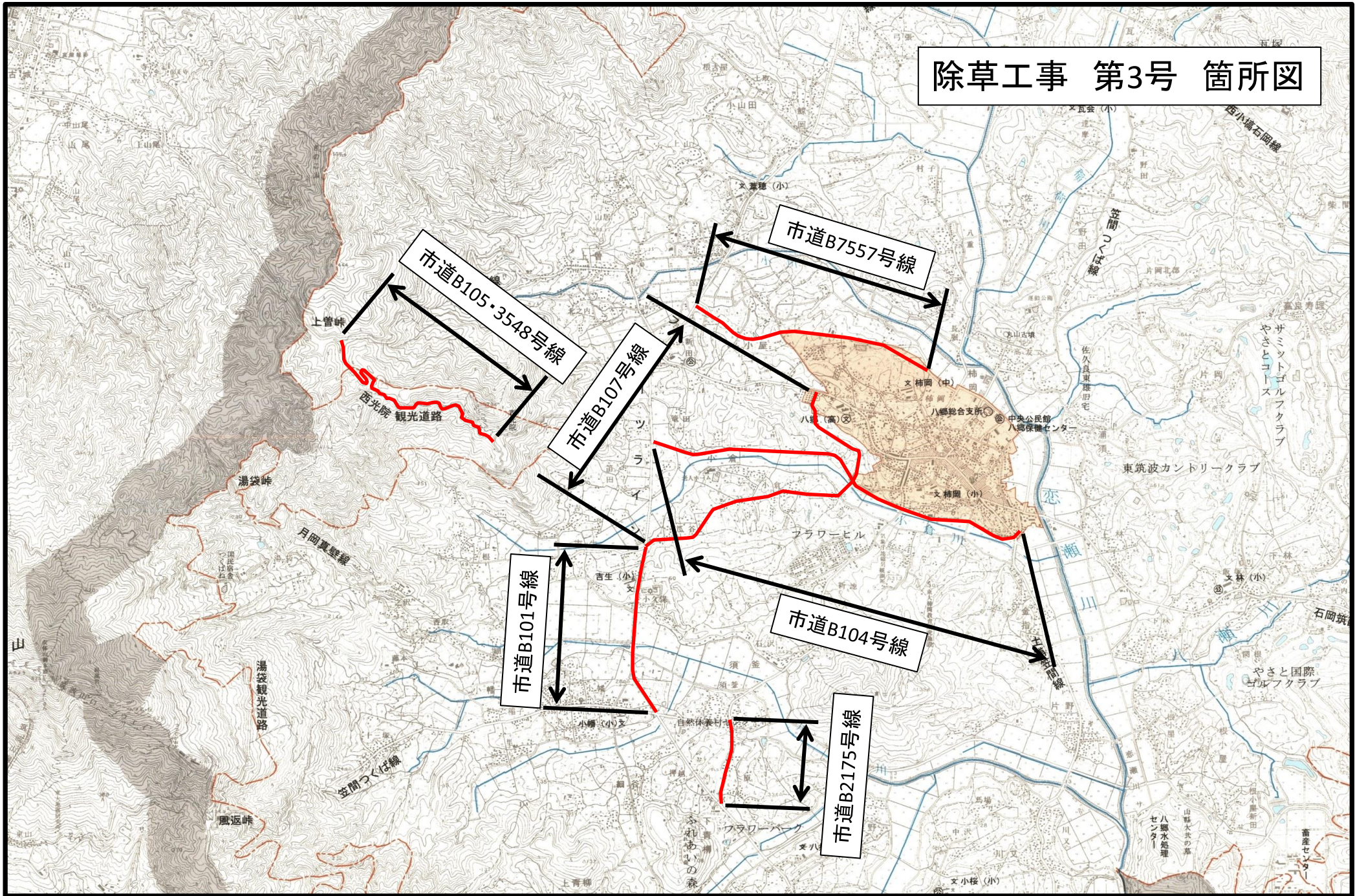


工事起工 概要書

			部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員	審査員	設計者
執行年度	令和 2 年度									
工事番号 工事名	R 2 単・市道 B 2 1 7 5 号線外 除草工事 第 3 号					第 0 2 - 0 1 - 2 0 5 - 1 - 0 0 3 号 起工 設計書				
工事場所 又は履行場所	石岡市					柿岡・小幡地区				
施工方法	請負					原契約年月日		年 月 日		
工期又は 履行期間	令和 年 月 日 から 令和 2 年 9 月 3 0 日 まで 日間									
受注者										
費 目	起 工	第 1 回変更	増 減 (△)							
起 工 額						変更請負に付する工事価格 = 変更積算工事価格 × 請負比率 請負比率: $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第 7 位切り捨て 6 位止め) 変更積算工事価格 - 円 請負比率 - 変更工事価格 - 円				
請負(委託) に付する額										
工事(業務) 価 格										
測量試験費 又は工事雑費										
消費税相当額										
請負(委託) 決 定 額										
工 事 概 要										
内 容		規格 1	数量 1	単位 1	規格 2	数量 2	単位 2	規格 3	数量 3	単位 3
道路除草工事		L =	13220	m	A =	28600	m 2			
道路除草工事 A = 28600.0 m ²										
変更理由										

除草工事 第3号 箇所図



特記仕様書

第1章 総則

本工事の施工にあたっては、「契約約款」並びに本仕様書に基づき施工するものとする。

第2章 工事数量

当該工事における工事数量は、別紙「工事数量総括（内訳）表」のとおりとする。

第3章 現場条件

1. 作業時間帯・作業時期

本工事の作業時間帯は、下記に示すとおりとする。なお、関係機関との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

作業開始 午前9時00分

作業終了 午後5時00分

工期は、契約日の翌日から令和2年9月30日までとする。また、以下の期間に実施すること。

除草回数1回（夏）の路線

除草回数	除草期間
第1回（夏）	契約日の翌日 ～ 8月15日

2. 安全管理

工事中の安全施設は、地域住民の安全を守り、トラブルを防ぐために十分な施設を設置するとともに、その管理徹底を図り地域住民の安全な通行を図り事故防止に努めなければならない。また、工事の施工にあたっては、交通誘導員および保安員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分に注意し施工するものとする。また、休日及び工事休止期間においては定期的にパトロール等を実施するものとする。また、刈った草は現地に放置せず、即日集草運搬すること。

3. 使用機械

本工事の施工にあたっては、設計書に記載されている機械を使用するものとし記載されていない機械については使用しないこと。ただし、現場条件等により使用が困難な場合は監督員と協議するものとする。

4. 架空線等物件

(1) 工事箇所が存在する架空線等物件については、事前調査を行い位置・構造・種別において熟知し、物件の全容・取扱い・処置方法について周知徹底を図り事故防止に努めなければならない。

(2) 架空線等物件管理者と綿密な連絡をとり十分協調を保つとともに、工事前及び必要に応じ工事の各段階において施工方法、防護方法等について協議し施工しなければならない。

(3) 架空線等物件に近接して実施する作業においては、物件に衝撃を与える作業機械を使用しない等、物件を損傷しないよう留意しなければならない。

5. 付近の建物等への影響

請負人は工事着手前に近接建物及び架空線等物件の写真撮影を行い工事による影響か否か判断できるようにし、工事による影響があると予想される時及び影響の出た時は、請負人の負担において必要書類を作成し監督員に提出しなければならない。またその処理、対策については監督員と協議しなければならない。

6. 過積載の防止

本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 積載重量制限を超過して積み込まず、また積み込ませないこと。

(2) 下請契約の相手方を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

7. 不正軽油の使用防止

本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 現場で不正軽油を使用しないこと。
- (2) 現場で不正軽油を使用させないこと。
- (3) 不正軽油を購入しないこと。
- (4) 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (5) 下請契約の相手方又は燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者又は不正軽油を販売する者を排除すること。
- (6) 現場で県税事務所職員が行う使用燃料の抜き取り調査に協力するとともに、調査の際は現場代理人が立ち会うこと。
- (7) 当該工事に関して、法令（地方税法等）に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

8. 工事カルテ登録の対象工事

本工事が、工事カルテの登録対象工事である場合、「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書第1編第1章 1-1-5 工事カルテの作成、登録」に則り、工事カルテの工事実績情報サービス(CORINS)への登録及び工事カルテ受領書写しの監督員への提出等を行わなければならない。

第4章 工事用地等

1. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 工事を行うために必要な用地等については、施工に先立ち、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。また、使用に際し必要な関係機関への申請・協議等は施工者の責任において遺漏無く行うものとする。
- (2) 工事期間中の草の仮置場等は、十分な安全施設を設置するとともに、その管理徹底を図り事故防止に努めなければならない。休日及び工事休止期間においては定期的にパトロール等を実施し安全の確保に努めること。
- (3) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な処置を講じた後、発注者に通知し、所有者の立会いを行ってから返還しなければならない。

第5章 施工計画

1. 工事計画

現場代理人は、工事請負契約後、施工計画書を提出し監督員と協議した後、工事に着手すること。

2. 任意仮設

- (1) 本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性等については、請負者において十分検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。
- (2) 上記の決定にあたっては、条件等に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ、決定・変更するものとする。

第6章 施工管理

1. 施工管理

別紙『除草工事における管理基準について』に基づいて施工管理を行い、工事完了後速やかに施工管理報告書を提出すること。

2. 工程管理

施工計画書に基づき、適宜監督員と協議を行いながら適正な工程管理を行うものとする。

3. 安全管理

- (1) 工事中の安全管理については十分配慮するものとし、現場条件を考慮したものを具備するものとする。
- (2) 本工事で設置した仮設物については、定期的に見回りを実施するとともに、破損箇所を発見した場合またその恐れがある場合は、速やかに補修を行い安全の確保に努めること。

第7章 その他

1. 現場管理

- (1) 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損又は汚れが生じた場合は、すみやかに監督員に協議し補修及び清掃をしなければならない。
- (2) 現場代理人は、工事箇所において常に下記のような胸章をつけること。

写 真	会社名
	現場代理人氏名
	工事名
	発行年月日

胸章の大きさ 10 cm × 7 cm
写真の大きさ 3 cm × 4 cm

2. 工事成績評点

- (1) 本工事は、「石岡市工事成績評点要綱」における評点を省略する工事とする。

第8章 疑義

本工事において、不明な点又は疑義が生じた場合には、監督員と協議うえ、その指示に従うこと。

工事数量総括（内訳）表

第 02-01-205-1-003 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	数量	単位	金額	細別内訳
道路維持						
			1	式		
除草工						
			1	式		
道路除草工						除草 28,600.000 m2
			1	式		
仮設工						
			1	式		
交通管理工						交通誘導警備員 32.000 人日
			1	式		
直接工事費計						
			1	式		
共通仮設費（率計上）						
			1	式		
共通仮設費計						
			1	式		
純工事費						
			1	式		
現場管理費						
			1	式		
工事原価						
			1	式		
一般管理費等						
			1	式		
契約保証費用						
			1	式		
工事価格						
			1	式		
消費税相当額						
			1	式		
請負工事費						
			1	式		

本工事費内訳書

第 02-01-205-1-003 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
道路維持									
除草工									
道路除草工									
除草					28,600.000	m2			
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 飛び石防護の有無(有り), 運搬機械選定(ダ ンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積), ダンプト ラック運搬距離(14.5km以下), 費用の内訳(全 ての費用)					28,600.000	m2			施工P 第0001号代価表
仮設工									
交通管理工									
交通誘導警備員					32.000	人日			
交通誘導警備員B					32.000	人日			
直接工事費計									
共通仮設費(率計上)									
共通仮設費計									
純工事費									
現場管理費									
工事原価									
一般管理費等									

本工事費内訳書

第 02-01-205-1-003 号

実施 起工 設計書

工事区分	工種	種別	細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
契約保証費用									
工事価格									
消費税相当額									
請負工事費									

第 0001 号 代価表 機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬

施工P(機1.74%, 労97.72%, 材0.54%, 市0.00%)

第02-01-205-1-003号

1.000 m2 当り

名称	構成比	単位	東京単価	地区単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 2 t 積級	1.350	%			K1
草刈機 [肩掛式] カッタ径255mm	0.380	%			K2
普通作業員	49.270	%			R1
特殊作業員	33.930	%			R2
世話役	7.860	%			R3
運転手 (一般)	3.930	%			R4
軽油 1.2号	0.540	%			Z1
			(標準単価 積算単価)

条件名称	入力値	入力名称
J01 飛び石防護の有無	1	有り
J02 運搬機械選定	1	ダンプトラック (オンロード・ディーゼル・2t積)
J03 ダンプトラック運搬距離	3	14.5km以下
J05 費用の内訳	1	全ての費用

数量計算書

R2単・市道B2175号線外 除草工事 第3号

市道路線名	道路除草区間		道路除草面積(夏)	道路除草面積(秋)
市道B 101 号線	吉生十字路～小幡十字路	1,500 m	2,870 m ²	- m ²
市道B 2175 号線	須釜～原押越	770 m	1,440 m ²	- m ²
市道B 104 号線	柿岡下宿～籠田	3,600 m	6,800 m ²	- m ²
市道B 105・3458 号線	上曾峠～峰寺山西光院	2,200 m	5,940 m ²	- m ²
市道B 107 号線	柿岡寺田～吉生十字路	3,000 m	6,380 m ²	- m ²
市道B 7557 号線	上曾～八郷中学校北入口付近	2,150 m	5,170 m ²	- m ²
計		13,220 m	28,600 m ²	- m ²
総計		13,220 m	28,600 m ²	

標準断面図(除草幅員) S=1/100

